

東郷町青少年全国大会等出場者奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東郷町のスポーツ・文化芸術活動の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とし、国際大会又は全国大会（以下「全国大会等」という。）に出場する者に対し、東郷町青少年全国大会等出場者奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、国際大会及び全国大会は、別表に定める大会とする。

(交付対象)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（アマチュアに限る。）とする。

(1) 町の住民基本台帳に登録されている者で、出生の日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 地区大会、県大会等の予選大会により全国大会等の出場資格を得て全国大会等に出場する者

イ 競技団体等の推薦を受けて全国大会等に出場する者

ウ その他町長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付対象者としなない。

(1) 交付対象者及びその保護者が、町税を滞納している場合

(2) 同一の地区大会、県大会等の予選大会等により、複数の大会出場権を得ており、既にこの要綱による奨励金の交付を受けている場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 国際大会 1人につき30,000円

(2) 全国大会 1人につき10,000円

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（未成年の場合は、その保護者）（以下

「申請者」という。)は、東郷町青少年全国大会等出場者奨励金交付申請書(様式第1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 予選大会開催要項及び予選大会の結果がわかる資料又は中央競技団体からの推薦状等
- (2) 大会要項、プログラム等の上場する全国大会等の内容がわかるもの
- (3) 上場選手名簿等の全国大会等に出場することを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 奨励金の交付申請は、上場する全国大会等開催の該当年度中に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、奨励金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 町長は、奨励金の交付の決定をする場合において、奨励金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

3 町長は、奨励金の交付を決定したときは、速やかに東郷町青少年全国大会等出場者奨励金交付決定通知書(様式第2)により通知し、申請者が指定した口座に奨励金を振込むものとする。

(実績報告の期日等)

第7条 奨励金の交付を受けた者は、東郷町青少年全国大会等出場者奨励金交付実績報告書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて、町長が指定する期日までに報告しなければならない。

- (1) 賞状の写し又は成績のわかるもの
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消し、東郷町青少年全国大会等出場者奨励金取消・返還通知書(様式第4)に取消しの理由を記載し、当該奨励金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定の際に付した条件に違反したと認めるとき。
 - (3) この要綱の趣旨に反する等奨励金の交付の要件に該当しなくなったとき。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日以後の全国大会等に出場する者について適用する。

別表（第2条関係）

国際大会	全国大会
<p>スポーツ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) オリンピック競技大会 (2) パラリンピック競技大会 (3) JOC加盟団体が派遣する大会 (4) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が派遣する大会 (5) 日本パラリンピック委員会加盟競技団体が派遣する大会 (6) その他上記に準ずる国際大会で、町長が適当と認める大会 <p>文化・芸術</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国内の選考会または予選会の代表者として出場する国際大会 (2) その他上記に準ずる国際大会で、 	<p>スポーツ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民体育大会 (2) 全国青年大会体育の部 (3) 全国高等学校総合体育大会 (4) 全国中学校体育大会 (5) 公益財団法人日本高等学校野球連盟、公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟する中央競技団体が主催する大会 (6) その他上記に準ずる全国大会で、町長が適当と認める大会 <p>文化・芸術</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民文化大会 (2) 全国高等学校総合文化祭 (3) 国、県若しくはこれらに準ずる機

町長が適当と認める大会

関又は財団法人、社団法人、新聞社
などが主催する全国規模以上の大会
、公演、コンクールなどのうち、県
大会、地方大会などの選考会又は予
選会を経て出場する大会

(4) その他上記に準ずる全国大会で、
町長が適当と認める大会